

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」等に対する意見）

義務教育課

1 概要

令和5年第1回沖縄県議会に知事が提出を予定している議案「沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」及び「沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和5年2月6日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 議案「沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」及び「沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」の概要

(1) 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国が定める「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行う議案。

- ① 幼保連携型認定こども園において、業務継続計画の策定等を努力義務とする規定を定める。
- ② 幼保連携型認定こども園において、園児の保育に直接従事する職員について、他の社会福祉施設の職員に兼ねることができる場合について定める。
- ③ 幼保連携型認定こども園において、保育室等の設備について、他の社会福祉施設の設備を兼ねることができる場合について定める。
- ④ 懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除する。
- ⑤ この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、公布の日から施行する。

(2) 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

国が定める「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の

改正を行う議案。

- ① 職員資格に関し、職員配置の規定により認定こども園に置くものとされている職員のうち、看護師等とすることができる場合について定める。
- ② 管理運営等に関し、次の規定を定める。
 - ア 園児の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること。
 - イ 通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて、降車時の園児の所在確認をすること。
- ③ この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- ④ ブザー等の装置を備えることが困難である場合は、令和6年3月31日までの間、車内の園児の所在の見落としを防止するための代替的な措置を講ずることとして差し支えないこととする。

3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」及び「沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」は、国の基準改正に伴い、幼保連携型認定こども園において業務継続計画の策定等を努力義務とすることや、認定こども園において職員の数の算定に当たっての看護師等の特例などについて、所要の改正を行うものであることから、異議がない旨を回答した。

提出議案の概要

【子ども生活福祉部】

【議案名】

乙第11号議案 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例



【議案提出の理由】

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行う必要がある。

【議案の概要】

- 1 幼保連携型認定こども園において、業務継続計画の策定等を努力義務とする規定を定める。
- 2 幼保連携型認定こども園において、園児の保育に直接従事する職員について、他の社会福祉施設の職員に兼ねることができる場合について定める。
- 3 幼保連携型認定こども園において、保育室等の設備について、他の社会福祉施設の設備を兼ねることができる場合について定める。
- 4 懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除する。
- 5 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、公布の日から施行する。

【説明】

<p>○ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和四年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第三号） ①懲戒権に関する規定の削除</p>	<p>○ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和五年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第三号） ②業務継続計画・③インクルーシブ保育</p>	<p style="text-align: center;">一部改正</p> <p>① 児童虐待の防止等を図る観点から、民法において、親権者の懲戒権に係る規定を削除し、子の監護及び教育における子の人格を尊重する義務を定める等の措置が講じられたことに伴う改正。</p> <p style="text-align: center;">懲戒</p> <p>② 感染症や非常災害の発生時のための業務継続計画の策定、周知等を行い、必要な研修及び訓練を定期的実施。</p>  <p>③ 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所の設備や園児の保育に直接従事する職員について、保育に支障がない場合は、他の社会福祉施設の設備や職員に兼ねることができる。</p> 	<p>○ 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年沖縄県条例第四九号）</p>
<p>公布・施行：令和4年12月16日</p>	<p>公布：令和5年 月 日 施行：令和5年4月1日</p>		<p>①公布の日から施行 ②③令和5年4月1日施行</p>

提出議案の概要

【子ども生活福祉部】

【議案名】

乙第9号議案 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例について、所要の改正を行う必要がある。

【議案の概要】

- 職員資格に関し、職員配置の規定により認定こども園に置くものとされている職員のうち、看護師等とすることができる場合について定める。
- 管理運営等に関し、次の規定を定める。
 - 園児の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること。
 - 通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて、降車時の園児の所在確認をすること。
- この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【説明】

1 職員の数の算定に当たっての看護師等の特例について

【職員配置基準(0才児)】: 満1歳未満の子ども3人につき1人以上(3:1)

① 乳児(0才児)の数が4人以上の認定こども園の場合

乳児12人 → 保育士4人 or 保育士3人 + 保健師・看護師・准看護師(1人に限る)

② 乳児(0才児)の数が4人未満の認定こども園の場合

乳児3人 → 保健師・看護師・准看護師1人 + 保育士

※当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制が確保されている

※保育師、看護師又は准看護師を配置基準上の職員として算定している場合は、当該保健師、看護師又は准看護師を含めて3分の1までとされている。

2 送迎バスの安全装置装備の義務化について

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインの対象となる装置(国土交通省)

(例)降車時確認式の装置

① エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す車内向けの警報

② 車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると警報が停止

③ 確認が一定時間行われない場合、更に、車外向けに警報